

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	農業委員会事務局	
許 認 可 等 名	農地の転用の許可	
根 拠 法 令	農地法	
根 拠 条 項	第4条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5393)	
審 査 基 準	基 準	審査基準・標準処理期間(農業委員会農地部会で議決承認)及び徳島県農地関係事務処理処理要綱による。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 49日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)